

喜多方市の環境の推移



喜多方市市民部環境課

くじ

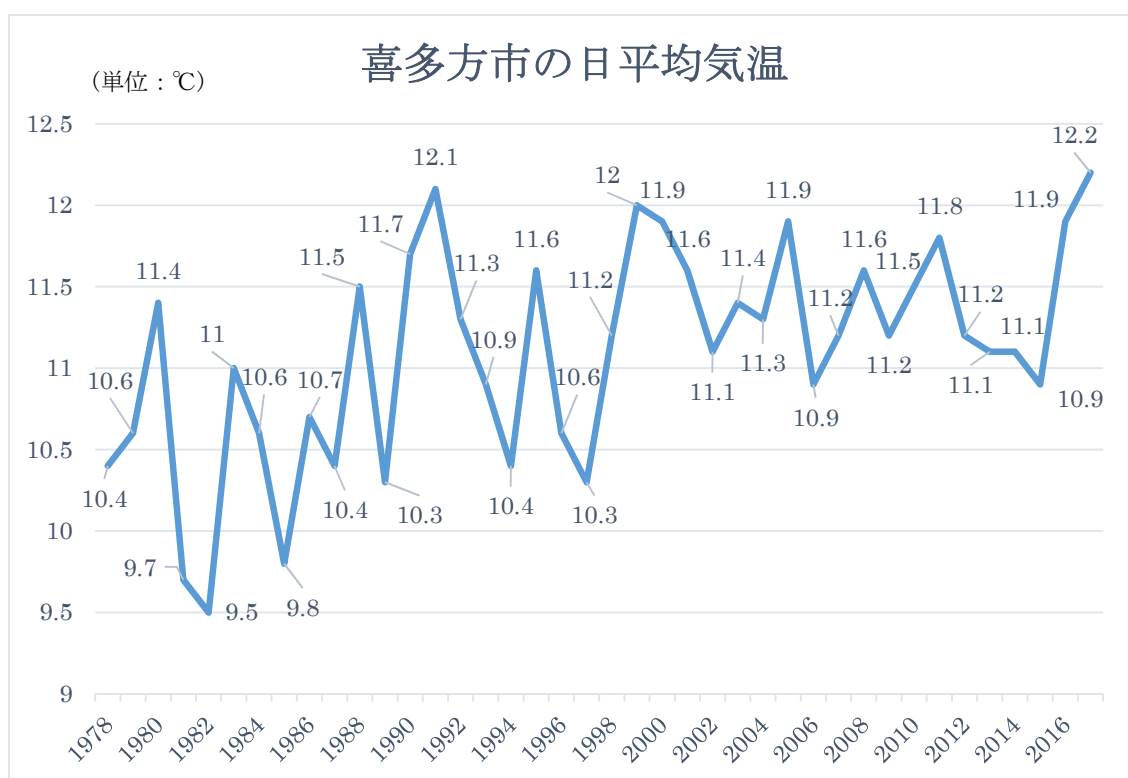
1	大気環境	1
2	水環境	4
3	森林・自然公園	5
4	循環型社会	6
5	環境保全	8
6	放射性物質	8

本書の目的について

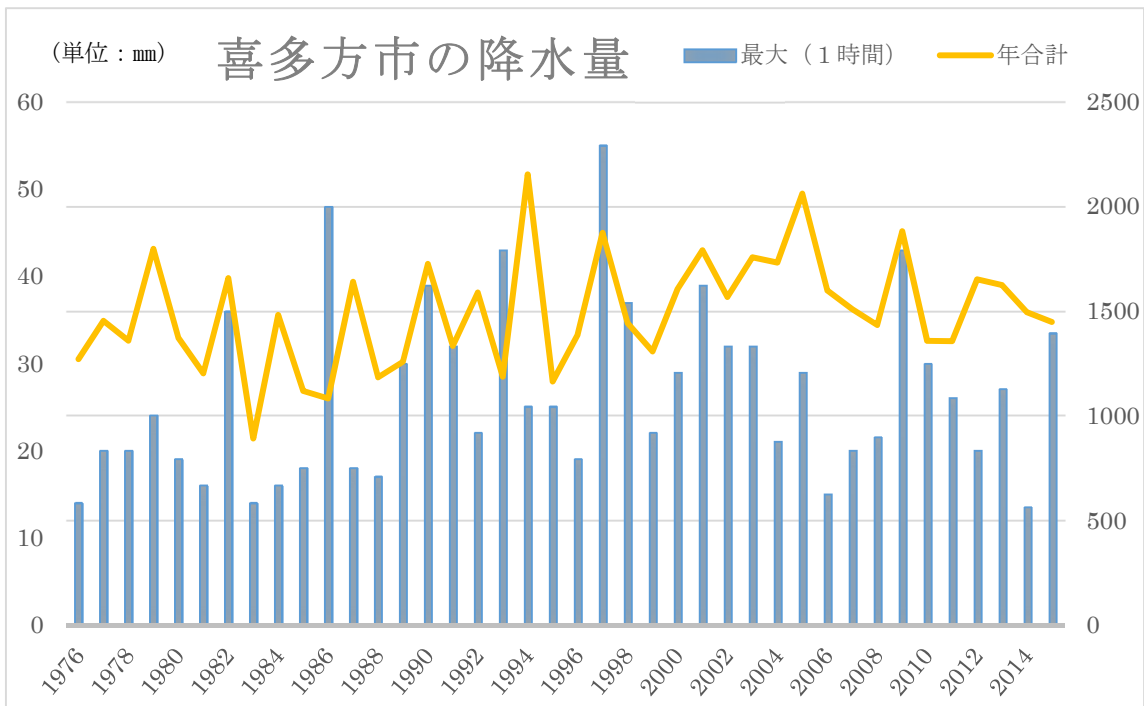
本書は平成28年3月に策定しました喜多方市環境基本計画に基づき、実施計画に揚げられた各種環境施策に取り組むことによる、喜多方市の環境の推移を示したものです。

1 大気環境の現状

近年、環境に対する人々の意識は高まっています。これまでの人間の活動によって地球温暖化やオゾン層の破壊、光化学スモック、酸性雨などさまざまな環境問題を引き起こしてきました。I C P P（国連気候変動に関する政府間パネル）によると、二酸化炭素の年平均値は近年急増しており、100年後には気温が4℃以上上昇すると予想されております。地球温暖化を防ぐには再生可能エネルギーである風力発電や太陽光発電、水素を新しい燃料とするなど低炭素化社会に向けた努力が必要です。

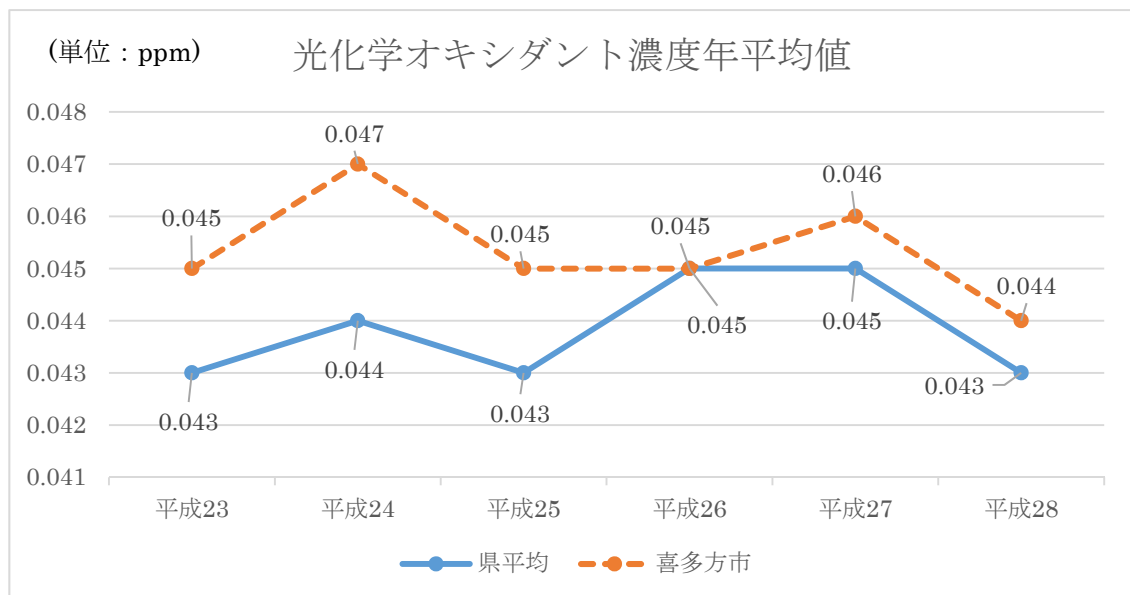


資料：気象庁



資料：気象庁

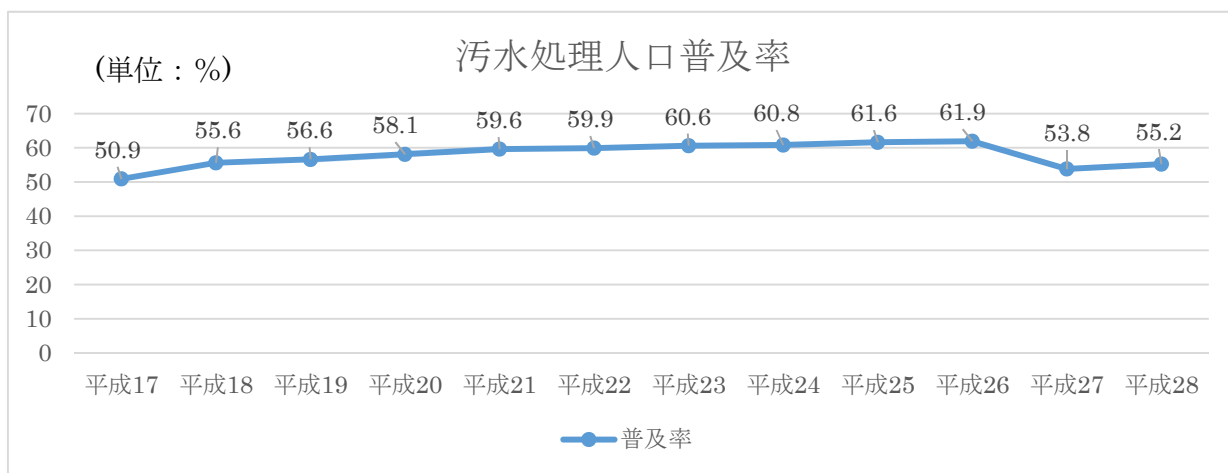
福島県の調査による大気汚染の状況では、光化学オキシダントの濃度は県内平均 0.045ppm となっておりますが、環境基準（1時間値が 0.06 ppm）を県内全市が越えている時があるため達成していない状況です。



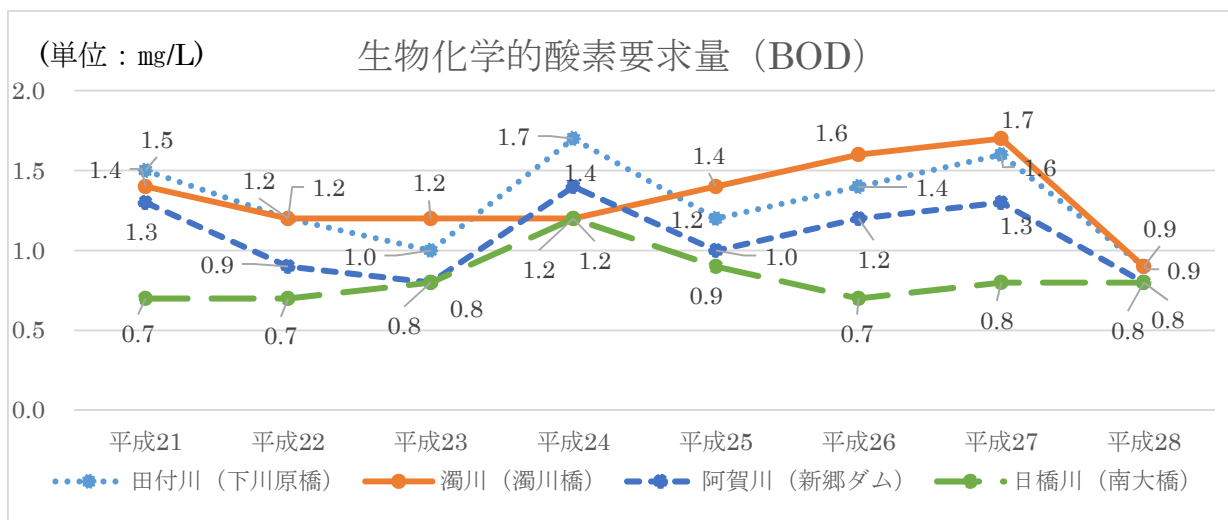
資料：福島県環境等測定調査結果

2 水環境の現状

本市は、平成の名水百選に選ばれた栂峰溪流水をはじめとする多くの名水や河川があり、私たちの生活に様々な恩恵を与えています。また、清水が湧く池や清流には、イトヨやホタル、絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されているメダカ、山間部の湿地などでは、モリアオガエルやトウホクサンショウウオなどが生息しています。本市にとって重要な水資源ですが、河川の水質汚濁が見られ、主な原因は、家庭からの生活排水や工場排水などです。本市では、下水道施設等の整備や合併浄化槽設置により生活排水を汚水処理する人口の普及に努めているところです。私たちそれぞれが、川を汚さない努力をしていく必要があります。



※平成 27 年度より汚水処理人口の算出方法が変更になったため減少 資料：下水道課



資料：福島県水質年報

○水環境を守るため、私たちにできること

- ①川にゴミや油を流さないようにしましょう。
- ②洗剤の使過ぎには注意しましょう。
- ③食器や鍋の汚れはふき取ってから洗いましょう。
- ④米のとぎ汁は花壇に、みそ汁は適量を作り流さないようにしましょう。
- ⑤シャンプーや石けんは使い過ぎないようにしましょう。

3 森林・自然公園の現状

本市の面積の約7割が森林であり、その中の約7割が天然林となっています。森林は、水源のかん養や大気浄化、災害の防止、生態系の保全などの多面性により、私たちに直接・間接的に恩恵を与えています。山都地区の一部は磐梯朝日国立公園に指定されている「飯豊地区」、喜多方・塩川地区の一部は磐梯朝日国立公園の「磐梯吾妻・猪苗代地区」に指定されています。

また、福島県自然環境保全条例に基づき、高郷町荻野漕艇場から西会津町に至る阿賀川流域が只見柳津県立自然公園の「阿賀川地区」に、熱塩加納地区の楯峰が県の「自然環境保全地域」に、山都地区の堂峰山が「緑地環境保全地域」にそれぞれ指定されています。

喜多方市における自然公園

公園名	地域名	地区名	指定年月日	公園面積(ha)	市指定面積(ha)
磐梯朝日国立公園	飯豊地区	山都地区	S 25. 9. 5	41, 550	3, 450
	磐梯吾妻・猪苗代地域	喜多方地区 塩川地区	S 25. 9. 5	68, 244	1, 606
只見柳津県立自然公園	阿賀川地区	高郷地区	S 30. 12. 12	984	287. 5

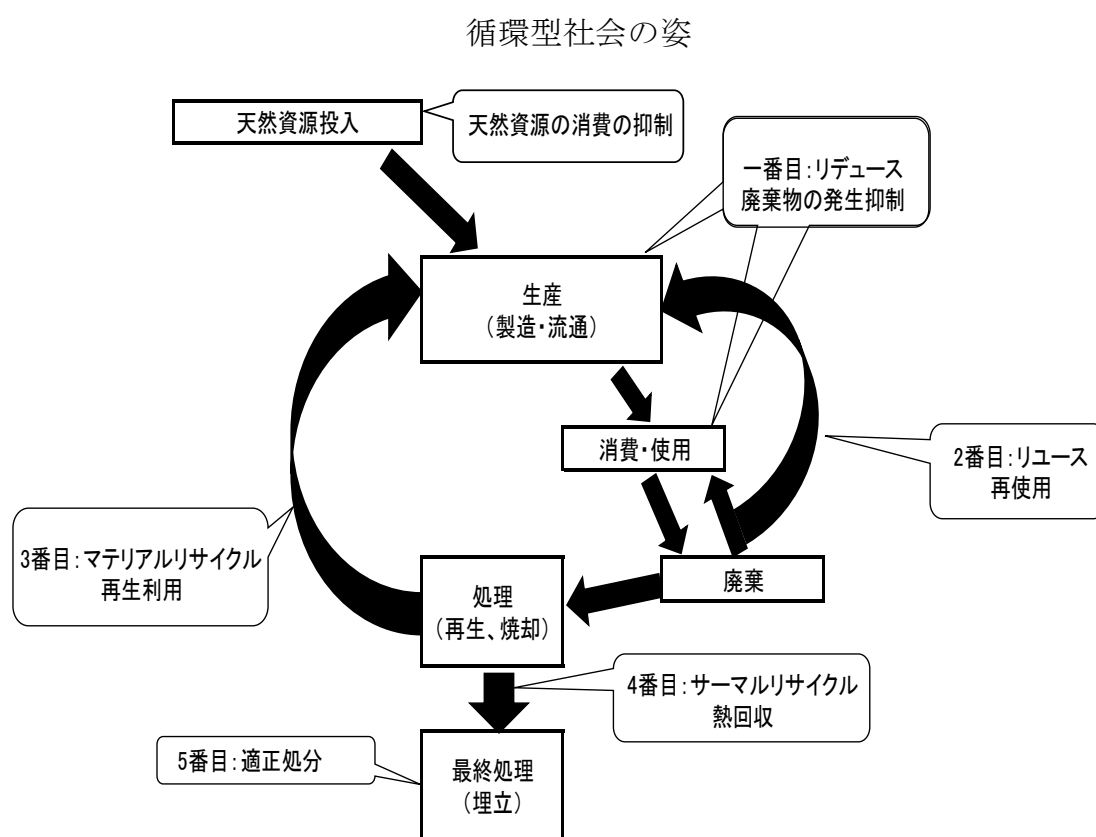
福島県環境保全指定地域

福島県の環境保全に係る指定地域名	指定年月日	面積(ha)	保全対象
楯峰自然環境保全地域	S 54. 8. 3	35. 70	オオシラビソの天然林
堂峰山緑地環境保全地域	S 58. 6. 3	6. 94	アカマツ、コナラ等の樹林地

資料：福島県自然保護課

4 循環型社会への変革

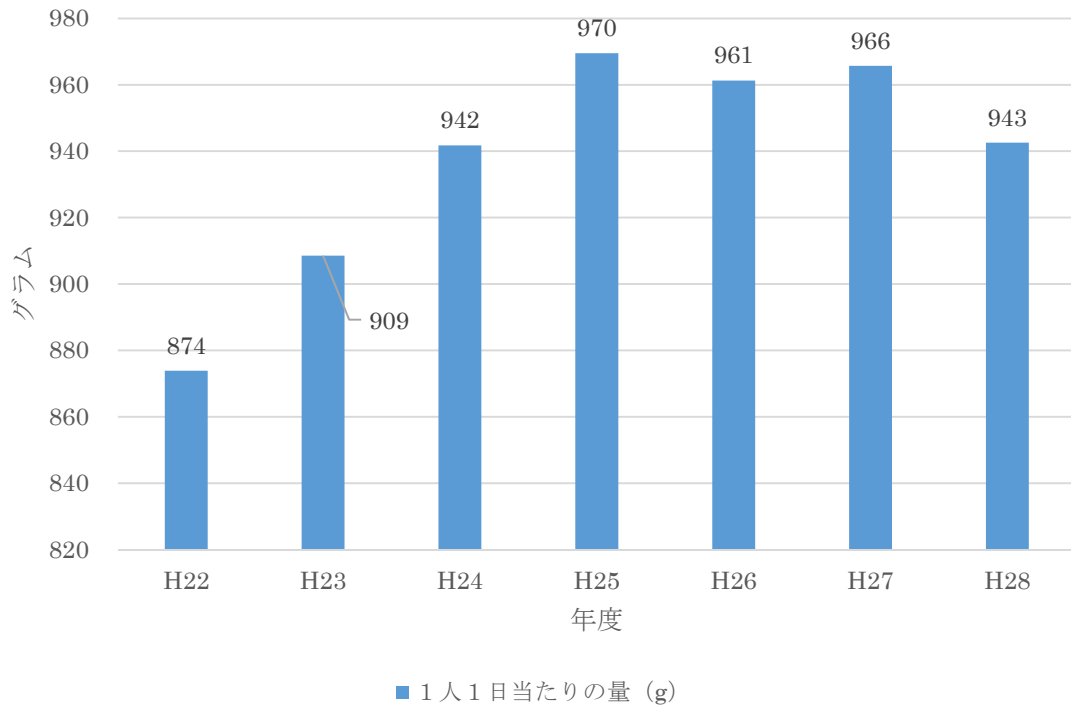
循環型社会とは、大量に生産し、大量に消費し、大量に廃棄する社会に代わるものとして提示された概念で、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。循環型社会では、「もの」を大切に使い、今まで「ごみ」として捨てていたものを「資源」としてリサイクルをして、ごみを出さないようにする必要があります。しかし、それだけではごみは減らないので、「ごみ」そのものを作りださないようにすることが必要となります。



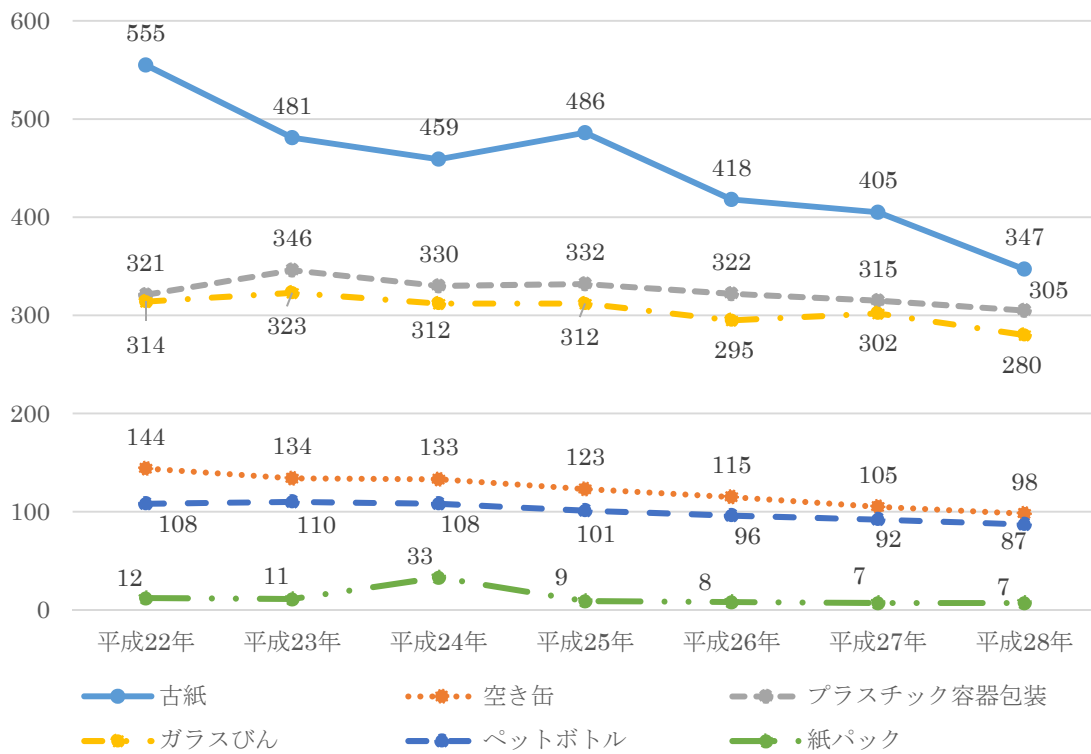
出典：環境省第2次循環型社会形成推進基本計画

喜多方市におけるごみの量は、1人1日当たり約943gのごみを出しており、喜多方市全体では1日あたり約46tもの量になります。事業者や消費者、公共団体、関係民間団体、学校が連携して3Rの取り組みやグリーン購入、マイバック持参、資源の分別回収等による循環型社会の形成によるごみの削減に向けた取り組みが必要となっています。

人口と1人1日当たりのごみの量の推移



(単位：t) 資源物収集量



5 環境保全のための活動

環境を保全するには、一人ひとりが環境に対する意識が必要です。環境に配慮した活動に自主的に参加し、積極的な取り組みを行える人材を育成するのが重要である。また、環境を保全するためには、行政だけでなく、事業者や市民による自主的かつ継続的な活動が必要です。

○身近なエコ活動

- ・なるべくごみを出さない、エコバックを使うなど（リデュース）
- ・詰め替え製品を買う、フリーマーケットを利用するなど（リユース）
- ・資源回収、リサイクルマークの製品を買うなど（リサイクル）
- ・節電に努める（待機電力やエアコンの温度設定など）
- ・節水に努める（風呂の残り湯で洗濯など）
- ・買換えの時は省エネ製品を買う

6 放射性物質の推移

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で、東京電力福島第一原子力発電所の事故が起こり、大気中に放射性物質が放出され広範囲に飛散しました。

本市の平均空間線量率は、毎時 0.08 マイクロシーベルトで、国が基準としている毎時 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回っており、時間とともに減少しつつあります。

